



災害補償課 公務の始点と終点

消防団員が分団会議に出席するため、自宅を出発しようとした際に、自宅の玄関前の敷石につまずいて転倒し負傷しました。この負傷については、敷地内での事故ということで公務上の災害には該当しないと判断されました。つきましては、消防団員の公務の始点・終点の取扱いについてお尋ねします。



消防団員の場合、常勤職員とは異なり、常態としての「勤務場所」が存在しないことから、いわゆる「通勤」という概念がありません。しかし、災害現場や住居などとの往復行為は公務遂行のため必須のもので、その往復行為は公務に付随するものとして「公務」として取り扱われています。

この「公務」となる往復路の「始点」と「終点」には一定の考え方があり、その取扱いを「火災、水災等の非常時の場合」と「訓練、会議等の平常時の場合」とに分けて述べますと、以下のとおりとなります。

1 火災、水災等の非常時の場合

- (1) 火災、水災等の非常時の出動については、その緊急性に着目し、火災等の災害の発生を覚知又は出動命令を受けた時点から包括的な任命権者の支配下（拘束性）にあるものと認め、団員の居場所をもって「公務の始点」とされています。
- (2) 災害防御活動の終了後の「公務の終点」については、特段に緊急性が求められるものでないことから、常勤職員の通勤災害の考え方が取り入れられ、終点の境界点は、原則的には、一般人の通行が自由に認められる区域であるかどうか（完全な私的支配を行ない得ない領域であるか又完全な私的支配を行ない得る領域であるか）が判断の基準となります。具体的には、
ア 一戸建て住宅で、敷地を有する場合は「門又は門とみなされる地点」、敷地を有しない場合は「玄関」
イ マンション、アパートなどの集合住宅の場合は、各戸の「ドア」が終点の境界点となります。

2 訓練、会議等の平常時の場合

訓練、会議等の平常時の場合の取扱いは、公務の「始点」及び「終点」ともに、その境界点は上記1の(2)の場合における「公務の終点」の境界点（ア及びイ）を基準としております。

以上のことから、御質問にある分団会議に向かうため、自宅の庭で転倒したことによる負傷は、敷地内で発生した災害であることから、公務上の災害には該当しないものとして取り扱われたものです。